

くらしに役立つ新聞
しんぶん「赤旗」
日刊—3497円
日曜版—823円

新 宮 田

日本共産党
上伊那地区委員会
電話 72-2465
宮田村委員会

宮田村のふるさと寄附金特典

減農薬米コシヒカリ、ふじりんご 山ぶどうワインなどの特産品贈呈

ふるさと寄附金は、税金の「寄附金控除」が受けられることなどから盛んになっていきます。この寄附金への感謝として各市町村では特産品や招待券などでヒートアップしています。

宮田村でも、今年から贈り物を一万円寄附コースから十万円コースまでグレードアップしました。なお、これまでの村への寄附金は年額で百数十万円が寄せられています。

◎二万円コース

宮田村特産品詰め合わせ、駒ヶ岳ロープウェー招待券

◎三万円コース

マルスウイスキー三本セット、山小屋宿泊券、ふじりんごキヨ、宿泊施設利用割引券

◎五万円コース

ワイン六本（紫輝または駒ヶ原）

◎十万円コース

一本のりんご（ふじ一八〇個保証）以上
合わせて寄附金いただいた全ての皆様に「広報みやだ」を一年間、自宅、送付。

政府は憲法九条の解釈をつぎつぎと変更、

しかし「海外派兵」と言えず「海外派遣」

今回の「安保法制」では根本から覆す

「原発と憲法を考える憲法記念日の集い」

小澤 隆一 東京慈恵会医科大学教授・講演

五月三日の記念集会は、JA上伊那フラワーパレスで三百人余参加して開催されました。

小澤隆一教授は、第一次世界、第二次世界大戦の教訓から、国連ができ、武力行使の違法性を明らかにし、例外として（個別的・集団的）自衛権の考えができた。

日本国憲法では、平和的生存権と憲法九条、人権としての平和など価値基準が決められている。

憲法制定当時の政府は（吉田茂首相）「自衛権の発動としての戦争も、又交戦権も放棄」と答弁している。

その後安保国会でも（岸首相）「海外へ出て締約国の領土を守る」という集団的自衛権の行使はできないとし、日本の領土は個別的自衛権でこれを武力行動すると説明できる」と答弁してきた。

その後も政府は、集団的自衛権は

違憲論を維持してきた。

だから、周辺事態法、イラク特措法などなどの解釈でも

★武力行使目的の「海外派兵」でなく「海外派遣」

★「武器の使用」はするが「武力の行使」はしない。

★外国軍隊への支援はするが「武力行使」と一体化しない

★「非戦闘地域」で活動する。と政府見解を説明してきた。

今回の安倍首相の「戦争立法」は、これらの政府見解を根本から覆すと指摘し憲法九条と共に、阻む国民的運動を呼びかけました。

※アジアの平和のために必要なことは、憲法九条を堅持しアジア諸国の警戒を解くこと。「戦争立法」の成立を許さないこと、その大きな世論をつくることだと強調しました。

この世代を超えた声を大きくしよう。